

# 特記仕様書

業務名：令和7年度 森林環境整備事業 林道田口十石峠線 林道台帳補正業務  
 箇所名：佐久市 田口 字 日向紅坂

## (一般事項)

- 1 本特記仕様書は、上記業務に適用する。
  - 2 本業務は、長野県林務部【長野県森林土木調査等業務仕様書】の第2編測量業務共通仕様書及び第3編設計業務共通仕様書に基づき行うものとする。
  - 3 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。
  - 4 特記仕様書に疑義が生じたときは、監督職員に協議しなければならない。
  - 5 成果品については、1部提出とする。図面等の縮尺については、その都度監督職員と協議する。
  - 7 契約締結時、管理技術者、主任技術者、現場代理人について『技術者等の通知書』により提出すること。
  - 8 本業務はウィークリースタンス対象業務である。別添のウィークリースタンス実施要領に基づき実施する。ただし、初回打合せ時に実施の有無について協議すること。
- ※上記に定めのない事項又はこの業務の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## (積算について)

変更請負額 = (当初請負額 / 当初設計額) × (発注者が積算した変更設計額)

ただし、税抜き変更請負額は、千円以下切り捨てとする。

## 9 適用図書や資料について

適用図書は次のとおり。

なお、適用する図書が履行期間中に変更（更新）となった場合は、最新版を使用すること。ただし、監督員の承諾を得た場合、あるいは、指示を受けた場合はこの限りではない。市販されている図書は、原則受注者の負担で購入することを原則とすること。

| 適用 | 図 書 名                 | 出版元 等                         | 適用又は、発行年月日   | 開架等の有無    |
|----|-----------------------|-------------------------------|--------------|-----------|
|    | 技 術 基 準 関 係           |                               |              |           |
| 1  | 長野県森林土木調査等業務仕様書       | 長野県 林務部                       | 令和7年4月1日適用   | 県HP       |
| 2  | 長野県森林土木工事共通仕様書        | 長野県 林務部                       | 令和3年11月1日適用  | 県HP       |
| 3  | 治山技術基準解説—<br>総則・山地治山編 | 林野庁                           | 令和6年5月1日適用   | 林野庁<br>HP |
| 4  | 治山技術基準解説—地すべり防止編      | 林野庁                           | 令和6年2月9日適用   | 林野庁<br>HP |
| 5  | 治山技術基準解説—防災林造成編       | 林野庁                           | 平成27年4月1日適用  | 林野庁<br>HP |
| 6  | 治山技術基準解説—保安林整備編       | 林野庁                           | 令和6年2月9日適用   | 林野庁<br>HP |
| 7  | 林道必携 技術編              | 林野庁                           | 令和4年度版       | 市販        |
| 8  | 私有林林道台帳について           | 平成8年5月16日 8林野基第158号<br>林野庁官通知 |              | 提供        |
| 9  | 治山ダム・土留工断面表           | (社)日本治水<br>治山協会               | 平成11年9月改訂    | 市販        |
| 10 | 治山事業設計指針              | 長野県 林務部                       | 令和4年10月1日適用  | 県HP       |
| 11 | コンクリート標準示方書           | 土木学会                          | 2017年制定 他    | 市販        |
| 12 | 建設副産物適正処理推進要綱         | 国土交通省                         | 平成14年5月30日改正 | 国交省       |

|             |                           |                     |             |    |
|-------------|---------------------------|---------------------|-------------|----|
|             |                           |                     |             | HP |
| 13          | ノンフレーム工法 設計・施工マニュアル       | ノンフレーム工法研究会         | 平成30年4月改定   | HP |
| 14          | 地山補強土工法 設計・施工マニュアル        | 地盤工学会               | 平成23年9月発行   | 市販 |
| 15          | のり枠工の設計施工指針               | 全国特定法面保護協会          | 平成25年10月発行  | 市販 |
| 16          | 道路土工一切土工・斜面安定工指針          | 日本道路協会              | 平成21年6月発行   | 市販 |
| 17          | 防護柵の設置基準・同解説              | 日本道路協会              | 令和3年3月発行    | 市販 |
| 18          | 「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル  | 土木技術センター            | 平成24年3月発行   | 市販 |
| 設 計 積 算 関 係 |                           |                     |             |    |
| 19          | 治山事業(森林整備)調査等歩掛           | 長野県 林務部             | 令和6年10月1日適用 | 開架 |
| 20          | 令和5年版<br>治山林道必携 調査・測量・設計編 | (一社)日本治山治水協会・日本林道協会 | 令和4年8月発行    | 市販 |
| 21          | 森林土木事業設計単価表               | 長野県林務部              | 令和6年度版      |    |
| 22          | 林業土木事業機械損料単価表             | 長野県林務部              | 令和6年度版      |    |

(台帳補正)

## 1 目的

- (1) この業務は林道田口十石峠線の既存の資料の活用や現地調査を行い、現状の林道に併せて所在地、利用区域、道路構造、経過表、平面図、構造物の設置状況を明確にすることで、今後の維持管理に活用できる台帳作成が目的である。

## 2 業務内容

- (1) 工事のしゅん工図面や現地調査等により作成した現況平面図を利用し、林道延長、構造物の断面、構造物の種類等を記載した図面を作成する。
- (2) 林道田口十石峠線全体の林道台帳を点検し、林道延長等を整理する。
- (3) 林道台帳に付属する調書類についても、正確な情報を反映する。

(成果品について)

成果品は下記のとおりとする。

- (1) 現況一覧表
- (2) 総括表
- (3) 経過表
- (4) 図面接合図
- (5) 平面見取図
- (6) 林道台帳平面図
- (7) 林道台帳作成済林道延長総括表
- (8) 林道延長集計表
- (9) 実延長調書
- (10) 橋梁調書
- (11) その他、発注者が必要とするものについては、都度協議するものとする

(打合せ協議)

打合せは、着手時、成果品納入時の計2回とする。

なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来るようにすること。

(その他)

- 1 本業務は、県営事業で開設した林道田口十石峠線の全線が整備され、佐久市へ移管されたことによ

る林道台帳補正業務である。過去数年に亘り、台帳補正を実施しており、今回が最終の更新業務である。

そのため、台帳未整備区間の工事資料や現地測量を行い台帳補正を実施するほか、林道前線の総点検を実施し、林道延長等に誤りが無いか確認すること。

- 2 本業務の完了後に誤りや工事の施工に不足しているもの等を発見した時は、係員の指示に従い速やかにその誤りを修正すること。
- 5 請負代金額100万円以上（税込み）の設計業務、測量業務については、テクリス（一般財団法人 日本建設情報総合センター）への登録を行うこと。

## ウィークリースタンス実施要領

## 1 目的

ウィークリースタンスとは、受発注者間で効率的かつ計画的に業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果品の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。

## 2 対象業務

長野県建設部が発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査、構造物点検等）に適用する。ただし緊急を要する業務、小規模修正業務は除く。

## 3 実施内容

本実施要領に基づき、受発注者間での十分な意思疎通により業務を進める。

## 1) 業務を実施するうえでのルール

・受発注者の協議により下記の①～⑤を基本的なルールとして定める。ただし一部を実施しないこともできる。

- ① 水曜日は定時に帰宅する（水曜日に限らず週1回ノー残業デーを設ける）
- ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
- ③ 十分な作業期間を確保する
- ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
- ⑤ ワンデーレスポンスの徹底

・上記①～⑤以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組・提案等は実施することができるものとし、初回打合せ時に協議して決定する。

## 2) 制約事項等の確認

・業務を進める上での制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について、発注時に業務委託特記事項（業務委託するにあたっての条件等）に明示する。また、業務実施中に発生する事項については協議によって受発注者の共通認識とする。

・業務履行期間について「業務スケジュール管理表」等\*により、受発注者の共通認識としたうえで、履行期間の変更等を柔軟に行う。

※業務工程表を工夫することでも可

## 3) その他

・「業務スケジュール管理表」は、業務計画書に含めて提出する業務工程を兼ねることができる。